

2 初 財 務 第 2 4 号
令 和 2 年 7 月 9 日

公立学校共済組合理事長 殿

文部科学省初等中等教育局財務課長

森 友 浩 史

令和2年7月豪雨による災害に係る被災者の受入れについて

令和2年7月豪雨による災害の被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、この度の被害の甚大さにかんがみ、公立学校共済組合としても、できる限りの被災者支援を実施すべきものと考えております。

つきましては、貴組合においても事情をご理解の上、下記の要領により被災者の受入れを行っていただきますようご協力をお願いします。

記

1. 対象は、令和2年7月豪雨による災害に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告が発令された地域における当該災害に係る被災者とし、当該地域を含む都道府県及びそれに隣接する都道府県に所在する施設において受け入れること。なお、当該施設が、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に対する宿泊療養の施設となっている場合は、この限りではないこと。
2. 利用の申込みは、各施設において受け付けることとし、被災者であることが確認できれば、宿泊料（食事代を除く。）については無料又は低廉な価格とし、食事代については実費をご負担いただくこと。
3. 被災者の受入れにより生じた収入減については、保健経理等からの繰入れにより補填して差し支えないこと。
4. 公立学校共済組合本部においては、被災者の受入れを行った支部に対し、できる限りの支援を行っていただきたいこと。
5. 各施設において受入れを実施していることについて、報道機関等を通じ幅広く周知いただきたいこと。